

震災後の統計調査の対応状況（経済産業省所管分）

統計名	商業動態統計調査（平成 23 年 3 月分）
発表時期	（速報）平成 23 年 4 月 27 日 （確報）平成 23 年 5 月 16 日
被災地への対応の状況	調査区の変更等を行っていない。ただし、被災地域で調査票の提出が無かった事業所の販売額については、以下に記載した推計を実施。
上記の公表の方法	経済産業省のホームページにおいて、以下の推計を行っている旨を掲載（e-Stat の統計データ新着情報から経済産業省のホームページへのリンクあり）。
全国推計の方法	東日本大震災の影響により被災地域で調査票の提出が無かった事業所の販売額については次の算式で推計。 $1 \text{ 月分販売額} \times 3 \text{ 月分季節指数} / 1 \text{ 月分季節指数} \times 11 \text{ 日} / 31 \text{ 日}$
参考情報 （統計の作成方法、作成体制等）	<p>調査の対象</p> <p>【地域】全国</p> <p>【単位】事業所（コンビニエンスストアは企業）</p> <p>【属性】日本標準産業分類大分類 I - 卸売・小売業のうち代理商、仲立業を除く全国の事業所</p> <p>抽出方法</p> <p>標本調査</p> <p>【選定】無作為抽出</p> <p>【抽出方法】本調査（丁調査を除く）は、平成 19 年商業統計調査の対象事業所を母集団として、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成 22 年 7 月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の 2 種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が 5% 以下（卸売業は 8% 以下）（標準誤差率表示）となるように設計されている。</p> <p>(1) 個別標本</p> <p>個別標本は、すべての卸売事業所、自動車小売事業所、機械器具小売事業所、燃料小売事業所及び従業者 20 人以上の小売事業所（悉皆調査の大型小売店を含む）を対象としている。</p> <p>業種別、従業者規模別に標本抽出枠（以下「セル」という）を設定し、セルごとに標本数を決定している。</p> <p>(2) 地域標本</p> <p>地域標本は、調査区（264 調査区）を指定し、その調査区内の従業者 19 人以下の小売事業所（自動車小売事業所、機械器具小売事業所、燃料小売事業所を除く）を対象としている。</p> <p>調査区の抽出は、商業統計調査の基本調査区を母集団とし、層別（4 層）</p>

	<p>に抽出を行っている。</p> <p>調査の方法</p> <p>【調査経路】</p> <p>(1) 指定事業所甲、乙及び調査区事業所 経済産業大臣 都道府県知事 統計調査員 事業所（報告者）</p> <p>(2) 指定事業所丙、指定企業丁 経済産業大臣 事業所（報告者）</p> <p>【配布方法】 郵送、オンライン（インターネット経由）、調査員</p> <p>【収集方法】 郵送、オンライン（インターネット経由）、調査員</p>
--	---

統計名	鉱工業指数（平成 23 年 3 月分）
発表時期	<p>（速報）平成 23 年 4 月 28 日</p> <p>（確報）平成 23 年 5 月 19 日</p>
被災地への対応の状況	<p>従来通り、全国を対象とした調査結果により指数を作成することとし、東日本大震災により被災した地域 [平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる被害地域第 11 報（3 月 24 日）、長野県北部の地震にかかる被害地域 第 1 報（3 月 12 日）] を除外する等の集計は行わない。ただし、被災地データの取り扱い等に関しては、以下の推計を実施。</p> <p>なお、生産能力については、設備能力または月間生産能力を調査しているため、特別の処理を行っていない。</p>
上記の公表の方法	<p>経済産業省のホームページにおいて、「東日本大震災に関わる平成 23 年 3 月分の鉱工業指数の集計について」のお知らせを掲載（e-Stat の統計データ新着情報から経済産業省のホームページへのリンクあり）。</p>
全国推計の方法	<p>被災地データの取り扱い等に関しては、以下のとおり。</p> <p>(1) 経済産業省生産動態統計調査のデータ</p> <p>東日本大震災による被災地に所在する対象事業所に対し、調査票提出の可否、被災状況、生産活動への影響等のヒアリングを実施した。その結果、約 1 割の提出不可及び連絡の取れない対象事業所に対し、以下の処理を行った。</p> <p>調査票の提出ができないとした事業所</p> <p>ヒアリングにより個別に得られた情報を元に推計値を作成</p> <p>連絡が取れなかった事業所</p> <p>生産等のデータを「0」として処理。</p> <p>(2) 所管外データ</p> <p>原則として、各データの所管部署で作成した数値を使用</p> <p>被災地を除外して集計した調査結果等については、除外した集計結果の前月比を元に全国値を推計するなど、従来データと不連続が生じないように処理を行った</p>

<p>参考情報 (統計の作成方法、作成体制等)</p>	<p>(1) 生産・出荷指数 平成 17 年基準生産・出荷指数の採用系列数は 496 品目で、そのうち経済産業省所管品目は 449 品目となっており、主に「経済産業省生産動態統計」を利用している。一方、所管外品目は、他省庁及び業界団体で作成している統計を利用しており、生産指数では、食料品・たばこ工業の品目や、医薬品、鋼船など 47 品目を系列として採用している。</p> <p>(2) 在庫・在庫率指数 平成 17 年基準在庫指数の採用系列数は 358 品目で、生産指数よりも少なくなっている。これは受注製品で仕掛品在庫はあっても製品在庫のない品目や把握が困難な品目、経済産業省所管外品目で生産ないし出荷の実績値が入手可能でも在庫数値が得られない品目があることによる。また、在庫率指数は 342 品目と更に少なくなっているが、これは季節変動が激しい品目について、当指数の系列から除外していることによる。</p> <p>(3) 稼働率指数 稼働率指数は、主に「生産動態統計」における品目別生産能力と生産量を用いる。品目別稼働率における生産量は、原則として生産指数と同様となっているが、能力測定が困難な一部の品目については、生産とは異なる求め方をしている。なお、品目によっては能力調査が困難なものもあるため、生産指数と比べ対象品目は限定的で、また所管外品目についてはデータが得られない状況となっている。このことから、指数採用品目数は生産能力指数と同様に 163 品目と、生産指数に比べ少なくなっている。</p> <p>(4) 生産能力指数 生産能力指数の個別指数は、主に「生産動態統計」における品目別生産能力を用いる。品目によっては能力調査が困難なものもあるため、鉱工業生産指数と比べ対象品目は限定的で、所管外品目についてはデータが得られない状況となっている。このことから、採用系列数は稼働率指数と同様に 163 品目と、生産指数に比べ少なくなっている。</p>
---------------------------------	--

<p>統計名</p>	<p>経済産業省生産動態統計調査（平成 23 年 3 月分） (繊維・生活用品統計、紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計、機械統計、化学工業統計、窯業・建材統計、鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計、資源・エネルギー統計)</p>
<p>発表時期</p>	<p>(速報) 平成 23 年 4 月 28 日 (確報) 平成 23 年 5 月 19 日</p>
<p>被災地への対応の状況</p>	<p>従来どおり、全国を対象とした調査により集計を行うこととし、東日本大震災の被災地域を除外する等の集計は行わない。ただし、災害救助法適用地域に所在する調査票未提出事業所については、得られた情報等を元に推計を実施。</p>

<p>上記の公表の方法</p>	<p>経済産業省のホームページにおいて、「平成 23 年 3 月分の生産動態統計調査の集計について」のお知らせを掲載（e-Stat の統計データ新着情報から経済産業省のホームページへのリンクあり）。</p> <p>公表資料に「災害救助法適用地域に所在する調査票未提出事業所については、得られた情報等を元に推計を行いました。詳細は、当省生産動態統計のホームページをご覧ください。」と注意書きを記載。</p>
<p>全国推計の方法</p>	<p>生産動態統計調査の平成 23 年 3 月分の集計にあたっては、東日本大震災による被災地域 [平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震にかかる被害地域第 11 報（3 月 24 日）、長野県北部の地震にかかる被害地域第 1 報（3 月 12 日）] に所在する対象事業所に対し、3 月分調査票回収前の時点において、調査票提出の可否、被災状況、生産活動への影響等のヒアリングを実施した上で、ヒアリングの結果、約 1 割の調査票の提出ができないとした事業所及び連絡が取れなかった事業所について、以下のように対応した。</p> <p>調査票の提出ができないとした事業所 ヒアリングにより個別に得られた情報を元に推計値を作成 連絡が取れなかった事業所 生産等のデータを「0」として処理</p>
<p>参考情報 （統計の作成方法、作成体制等）</p>	<p>調査の対象</p> <p>【地域】全国</p> <p>【単位】事業所（又は企業）</p> <p>【属性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省生産動態統計調査規則（昭和 28 年通商産業省令第 10 号）別表に掲げる鉱産物及び工業品を生産する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所。 ・上記事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は当該事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所（特定事業所）。 <p>【調査対象数】約 2 万</p> <p>抽出方法 標本調査</p> <p>【選定】有意抽出</p> <p>【抽出方法】調査業種ごとに従業員規模により裾切りを行う。（一定規模以上については全調査対象を調査する。）</p> <p>調査の方法</p> <p>【調査経路】経済産業省 調査客体 経済産業省 経済産業局 調査員 調査客体 経済産業省 経済産業局 調査客体</p>

	<p>経済産業省 都道府県 調査員 調査客体 経済産業省 都道府県 調査客体</p> <p>【配布方法】 郵送、調査員 【収集方法】 郵送、オンライン、調査員</p>
--	---

統計名	<p>経済産業省特定業種石油等消費統計 (石油等消費動態統計調査 平成 23 年 3 月分)</p>
発表時期	平成 23 年 5 月 19 日
被災地への対応の状況	<p>従来どおり、全国を対象とした調査により集計を行うこととし、東日本大震災の被災地域を除外する等の集計は行わない。ただし、石油等消費動態統計調査(以下「石消調査」という。)の平成 23 年 3 月分の集計にあたっては、生産動態統計調査(以下「生動調査」という。)で行ったヒアリングを元に、生動調査に準じて以下のような推計を実施。</p> <p>(注:石消調査の調査対象事業所は、生動調査の調査対象事業所の一部である。)</p>
上記の公表の方法	<p>経済産業省のホームページにおいて、「平成 23 年 3 月分の石油等消費動態統計調査の集計について」のお知らせを掲載。</p>
全国推計の方法	<p>被災地域に係る事業所データの取り扱い等</p> <p>石消調査及び生動調査の両調査票が未提出の事業所であって、前述のヒアリングにおいて生動調査の調査票が提出できないとしたもの及び連絡がとれなかったものについて、以下のように対応した。</p> <p>ヒアリングにおいて調査票の提出ができなかった事業所 生動調査のヒアリングにより個別に得られた情報を元に推計値を作成 連絡が取れなかった事業所 消費等のデータを「0」として処理</p>
参考情報 (統計の作成方法、作成体制等)	<p>調査の対象</p> <p>【地域】 全国</p> <p>【単位】 事業所</p> <p>【属性】 日本標準産業分類に掲げる大分類 - 製造業のうち、「パルプ・紙・板紙製品」、「化学工業製品」、「化学繊維製品」、「石油製品」、「窯業・土石製品」、「ガラス製品」、「鉄鋼製品」、「非鉄金属地金製品」及び「機械器具製品」を製造する 9 業種のうち、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則(昭和 55 年通商産業省令第 30 号)別表の生産品目別に定める調査の範囲に属する事業所。</p> <p>【調査対象数】 約 1,600</p> <p>抽出方法 標本調査</p> <p>【選定】 有意抽出</p>

	<p>【抽出方法】調査業種毎に従業員規模により裾切りを行う。(一定規模以上については全調査対象を調査する。)</p> <p>調査の方法</p> <p>【調査経路】経済産業省 調査客体 経済産業省 経済産業局 調査客体</p> <p>【配布方法】郵送</p> <p>【収集方法】郵送、オンライン</p>
--	--